

## 契 約 書 (案)

公立大学法人宮崎県立看護大学（以下「甲」という。）が行う宮崎県立看護大学入退室管理システム更新業務に伴う配線、機器の設置と設定を依頼し、〇〇〇〇〇〇（以下「乙」という）がこれを実施することについて、甲及び乙は下記の条項により契約を締結する。

第1条 引渡期限、引渡場所、契約金額及び契約保証金額は、次のとおりとする。

- (1) 引渡期限 令和3年3月31日まで
- (2) 引渡場所 宮崎県立看護大学
- (3) 契約金額 ¥〇〇〇〇〇〇円  
(消費税及び地方消費税金額〇〇〇〇〇円を含む)
- (4) 契約保証金額 ¥〇〇〇〇〇〇円

第2条 乙は設置後の引渡しをしようとするときは、あらかじめその旨を甲に通知しなければならない。

第3条 乙は甲の行う検査に合格した後でなければ引渡すことができない。検査に要する費用及び検査のため消耗破損したものはすべて乙の負担とする。

2 乙は甲の指定した日時・場所において検査に立会うものとする。乙は立会いをしないときは検査の結果につき、異議を申し立てることができない。

第4条 乙は検査の結果、不合格と決定した部分は遅滞なく取り替え又は補修しなければならない。

第5条 乙は引渡後1年間は、その隠れたかしについて、無償でこれを補修又は取り替える責任を負わなければならない。乙がこれに応じないときは、甲は乙の負担でこれを執行することができる。このために乙に損害を生ぜしめることがあっても、甲は賠償の責任を負わないものとする。

第6条 乙は天災地変その他やむを得ない理由により期限までに引き渡すことができないときは、その理由を詳記して期限延長の願出をすることができる。

2 前項の願出は、引渡期限までにしなければならない。

3 甲は第1項の願出が正当であると認めたときは、これを承認し、第8条の損害金を免除することができる。

第7条 契約金額は、検査の完了後甲は乙の適法な支払請求書を受理した日の翌月の末日までに支払うものとする。ただし特別の理由がある場合はこの限りでない。

第8条 乙は引き渡し期限までに引渡ししないときは、未済部分の契約代金の額に対し、遅延日数に応じ、年2.6%の割合で計算した額を損害金として甲に納付しなければならない。

第9条 この契約履行について生ずる一切の損害は、乙が負担するものとする。

第10条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。

- (1) 乙がその責めに帰すべき理由により、第1条に掲げる引渡期限内に引き渡しができないとき、又は引渡しする見込みが明らかでないとき。
- (2) 前号に定めるもののほか、この契約に違反し、その違反により契約の目的を達することができないと認められるとき。

2 甲は、前項の規定による契約の解除によって生じた乙の損害については、その賠償の責めを負わないものとする。

第11条 甲は必要があるときは、乙と協議のうえこの契約の内容を変更し、又は改修を中止させることができる。

第12条 乙はこの契約から生ずる権利義務を第三者に譲渡し、又は担保に供してはならない。

第13条 乙はこの契約について契約事項に明示されていない事項でも、施設の改修上当然必要なものは、甲の指示に従い乙の負担で施行するものとする。

第14条 前各条に定めるもののほか、この契約の履行に関し必要な事項は、公立大学法人宮崎県立看護大学契約事務取扱規定（平成29年規程第71号）の定めるところによるものとし、この契約に定める事項について疑義が生じた場合又はこの契約若しくは同規程に定めのない事項については、甲乙協議の上、定めるものとする。

この契約の成立を証するため本書2通を作成し、双方記名押印して各自1通を保有する。

令和2年12月 日

甲 宮崎市まなび野3丁目5番地1  
公立大学法人宮崎県立看護大学  
理事長 稲用 博美

乙 ○○○○○  
○○○○○○○○○○○○  
○○○○○